

ようこそ FJC 協会会員の皆様！一緒に活動しませんか？

会員各位には、研修・イベントのご案内や制度改正情報、業務に役立つ情報などを配信しています。会員として活動に積極的に関わることによって活躍の場を広げている方も多くいらっしゃいます。

- 会員証（カードサイズ）の発行
- 会員専用サイトの閲覧
- 会報紙「ふくせんレポート」等の送付
- 「お知らせメール」の配信
- 会員価格でのお得な商品購入
- 研修ポイント制度年会費無料 など

会員サービスも
さまざま提供して
います！



→ まずは「ふくせん」で検索！ <http://www.zfssk.com/>

「ふくせん」とは？

福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上、社会的地位確保を目指して活動を展開する職能団体です。

●本会がおこなう事業（定款第4条）

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務に関する知識、技能の向上に関する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必要としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」登録者募集中！

福祉用具専門相談員の研修受講履歴をポイントに換算し、管理・公表する制度です。

学ぶべき知識・技術を体系化したカリキュラムを指標に、スキルアップを目指すことができます。

平成 27 年度制度改正で、福祉用具専門相談員は、必要な知識の修得および能力の向上といった自己研鑽（けんさん）に努めることとされました（注）。本制度で研修の受講履歴を管理・保管し、実地指導などの際にご活用ください。（注）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第 201 条第 2 項）

→ まずは「研修ポイント制度」で検索！ <http://kensyu-point.zfssk.com/>

裏面もご覧ください

研修に関する活動

職能団体としてのふくせんの最大の役割は、福祉用具専門相談員の専門性の確保です。ふくせんでは、専門性に直結する研修開催に力を注いでいます。

■福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）

「より専門的知識及び経験を有する者（福祉用具専門相談員）」の養成のための研修会です。下段の平成 27・28 年度の調査・研究活動をご覧ください。

■福祉用具サービス計画作成 SV（スーパーバイザー）養成研修

福祉用具専門相談員指定講習会や地域での研修会など、福祉用具サービス計画作成の講義・指導ができる福祉用具専門相談員の養成を目指す、**会員限定**の研修会です。

■地域での研修活動

ブロック長を中心に、各ブロック（都府県）の会員が協力し、総会・研修会を開催しています。事業所の枠を超えて一緒に活動できる会員を募集しています。

■リフトリーダー養成研修

研修機会の確保のため、ふくせんでも「リフトリーダー養成研修」を実施しています。

★このほか、表紙でご紹介した「研修ポイント制度」の開発・運営・改善など、福祉用具専門相談員のスキルアップを支援する活動に取り組んでいます。

また、大阪・バリアフリー展や、東京・H.C.R への出展、会報誌「ふくせんレポート」やウェブサイト等を通じて、会員や関係者への広報活動を実施しています。



調査・研究活動

厚生労働省などの公費助成を受けて、毎年、福祉用具や福祉用具専門相談員に係る政策的な課題解決に向けた調査研究活動を行っています。また、公費助成以外でも、独自に調査テーマを設定し、必要な政策提言の基礎資料としています。

<最近の調査研究事業>

■平成 30 年度（厚生労働省・老人保健健康増進等事業）：福祉用具の提供に係る必要な専門性等に関する研究事業

→平成 30 年度の介護保険制度改正の実施に関して、利用者へのアセスメントやケアマネジャーなど関係職種との連携の実態を調査するとともに、福祉用具の提供に係る必要な専門性等について考察し、報告書をまとめます。

■平成 29 年度（厚生労働省・老人保健健康増進等事業）：「福祉用具専門相談員の適切な貸与に関する普及啓発事業」

→平成 30 年度介護保険制度改正となる①全国平均貸与価格等の説明②複数商品の提示に関して、「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式変更、及び「作成ガイドライン」の作成・公表、全都道府県に向けて制度改正に関する普及啓発の研修会を開催しました。（受講者 4,800 名）

■平成 27 年度・平成 28 年度（厚生労働省・老人保健健康増進等事業）

「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた研修カリキュラムに関する調査研究事業」

「福祉用具専門相談員の適正配置に関わる養成モデル事業」

→介護保険部会の意見書で「さらなる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進することの検討が求められています。「専門的知識及び経験を有する者」の配置に向けて、2 年に渡り、モデル事業の実施、研修カリキュラム、実施要綱、指導要領等を作成し、本研修を 3 年に 1 度の更新研修にすべきと提案しました。